

2019年3月27日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2018年7月から2018年12月までの間に支払審査委員会を5回開催し、計14件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は6件でした。
お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
人身傷害保険	● 被保険者が自動車運転中に気分が悪くなり、路外逸脱して駐車場内へ進入し、駐車場内設置物（チェーン）と駐車中の車3台に衝突する事故が発生しました。 ● 運転中に脳梗塞を発症したものであり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u>
人身傷害保険	● 被保険者が自動車運転中、道路左側のガードレールに衝突する単独事故が発生しました。 ● 運転中に脳梗塞を発症したものであり、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u>
人身傷害保険	● 被保険者が自動車運転中、防雪柵と接触する単独事故が発生しました。 ● 出血をとまなう外傷はなく、死亡診断書上も「病死」と記載されていることから、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u>
人身傷害保険	● 自動車運転中に縁石に乗り上げ腰痛を訴えた被保険者が、事故から1か月後に腰椎椎間板ヘルニアと診断され手術を受けられました。 ● 「いつもの痛みが出た」と申告していること、および事故前から画像上ヘルニアが確認できることから、人身傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u>
傷害保険	● 被保険者がバイク駐車場の奥に流血状態で倒れていた（死亡した）状態で発見されるという事故が発生しました。 ● お亡くなりになった原因が不明であり、傷害保険の対象となる事故によるものと判断することができなかったため、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u>

傷害保険	● 被保険者が子供とサッカー中に、右足首を捻り負傷するという事故が発生しました。 ● 被保険者からの請求は右変形性足関節症、右足関節三角靱帯断裂に対する治療に関するものであったが、画像上事故前から変形性股関節症が確認できることから、傷害保険の対象となる事故によるものではなく、<u>お支払対象に該当しない</u>と判断しました。
------	--